

書廻紇傳には

八年四月廻紇請和親使伊難珠還蕃、宴于三殿、賜以銀器繒帛、是歲廻鶻數千騎至鴈鶻泉、邊軍戒嚴と見え、新唐書沙陀傳にも

八年回鶻過磧南、取西城・柳谷、詔執宜屯天德

と記せり、新唐書回鶻傳には、回鶻の請に對して唐が未だ報ぜざる間に、可汗は既に南下するに至れりとし、舊唐書廻紇傳には、之に反して、伊難珠の還り報じたる後此の事ありしを記せるものゝ如く認めらるゝが、何れにせよ可汗が兵を率ゐて南下し、鴈鶻泉(二三)に至りしは、之によりて唐を脅威し、其の要請を遂げんとしたるものに外ならざるべきは、觀取し易き所なりとす、然れども可汗の南侵は、此の要請を遂げんが爲に俄に畫策せられたる行動には非ずして、之より以前既に其の志の存したる形蹟を認め得ざるに非ず、即ち新唐書李絳傳に、絳が憲宗に奉りたる對回鶻策を録する所によれば

北虜方疆、其憂有五、彼蔑信重利、歲入馬求直、今則置不取、當貯佗謀一也

と記し、同書回鶻傳にも、同じく其の上言を記して、

北狄貪沒、唯利是視、比進馬規直、再歲不至、豈厭繒帛利哉、殆欲風高馬肥而肆侵軼……北狄西戎素相攻討、故邊無虞、今回鶻不市馬、若與吐蕃結約解讐、則將臣閉壁憚戰、邊人拱手受禍云々

と曰へり、此の上言は元和八年憲宗が回鶻の和親の請を退けたる時、絳が其の不可を曰ひ、婚費は僅かに江淮の大縣一歳の賦に過ぎざれば、宜しく公主を降して國難を未だ到らざるに除くべしと論じたる時のことにして、果して